

◎ 注意事項

- 1 不正に許可を受けた場合は、1年以下の拘禁刑若しくは50万円以下の罰金又はこれらが併科されます。
(道路運送車両法第107条)
- 2 許可証又は番号標の有効期限が満了したときは、その日から5日以内に返納してください。この返納期限内に許可証又は番号標を返納しないときは、6か月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金が科せられます。
(道路運送車両法第108条)
- 3 許可を受けた自動車であっても保安基準に適合しなければ、運行してはなりません。
- 4 上記1から3までに該当すると思われる場合は、本申請に関する情報を管轄する警察署に情報提供します。

◎ 臨時運行許可を申請する方は、下記の書類を必ず提示してください。

- 1 自動車検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書、登録事項等証明書等
- 2 自動車損害賠償責任保険証明書(自動車損害賠償責任共済証明書を含む。)
- 3 申請人又は来庁者の住所が確認できるもの。
自動車運転免許証、マイナンバーカード、在留カード等

◎ 申請書記載方法

- 1 車名は、トヨタ、ニッサン、ホンダ、マツダ 等と記入してください。
- 2 形状は、該当番号に○印を付けてください。「6 その他」の場合は、()内に自動車検査証上の車体の形状を記入してください。
- 3 車台番号は、車台に打刻されている記号番号を記入してください。
- 4 運行の目的は、該当番号に一つだけ○印を付けてください。「4 その他」の場合は、()内に具体的に記入してください。
- 5 運行の経路は、運行目的達成のための発着主要経路の地点名を記入してください。
(例 千代田区霞ヶ関～〇〇市～〇〇高速～〇〇市〇〇区)
したがって、都道府県内一円、市、町内等漠然とした地域を記入したもの、車検切れの車を販売する等の目的で各地を巡回する場合等は、許可できません。
- 6 許可を受ける方は、申請人欄に必ず記入(申請人と来庁者が異なる場合は、番号標受領者欄も記入)してください。